

産油国の税制

1 産油国等のファンドからの投資

2008年5月に「アフリカ開発会議」が横浜で開催され、アフリカに関する多くの情報が新聞等で報じられた。例えば、中国と日本の対アフリカ投資等の比較では、日本からアフリカへの直接投資額が1億2,000万ドルであるのに対して、中国からの直接投資額は37億ドルであり（2004年）、進出企業数では、日本の344社に対して中国は4,000社（2006年）となっている（毎日新聞2008年5月20日朝刊）。アフリカには現在53の国があるが、そのうち、石油、ダイヤモンド等の資源に恵まれた国（例えば、リビア、ナイジェリア、ボツワナ）は、国営ファンドを持ち、海外に投資等を行っている（「日本版・フォーブス」2008年3月号）。

産油国のファンドとして多くの投資を行っているものの一つが、アラブ首長国連邦（UAE）のファンドである。UAEは、7首長国からなる連邦国家である。各首長国の国名はそれぞれの首都となる都市の名前に由来しており、世界有数の石油埋蔵量を有してこの国をリードしているのが7つの首長国の一であるアブダビである。UAEには、このほかに中東湾岸地区における経済・金融の拠点として著名なドバイがある。

アブダビの国営ファンドであるアブダビ投資庁が注目を集めたのは、2007年11月にサブプライムローン問題で経営上苦境に陥ったシティー

バンクに対して75億ドル（約8,000億円）の出資をしたことである。また、アブダビ政府系投資会社は、2007年9月に日本のコスモ石油の第三者割当増資の約891億円を引き受けて筆頭株主になっている。

これらの産油国等は、資源高により経済成長が続いていることから、経済成長の見込めるアフリカ市場に日本企業が投資に踏み出したという報道もある（日本経済新聞2008年5月27日朝刊）。

我が国の租税条約という観点から見ると、中東・アフリカ地域の国と締結している租税条約は、エジプト、ザンビア、トルコ、イスラエル、南アフリカの5か国である。そして、2006年（平成18年）11月7日に日本は、UAE、クウェートと租税条約締結交渉を開始し、2007年（平成19年）10月29日に、日本は、ブルネイ・ダルサラーム国との間で租税条約締結交渉を開始している。

国際税務の観点からすると、これまで先進諸国の税制等が投資を行う企業等から関心を集めていたが、上記のような経済状況からすると、今後、中東、アフリカの税制とその動向について、これまで以上に関心が集まることになろう。

2 UAEの税制

既に述べたように、UAEは7つの首長国からなる連邦国家である。この国では、連邦税としての法人税ではなく、各首長国において法人課税を行うことになっているが、納税義務者とな

Topics of International Taxation

っているのは、外国銀行の支店、石油・ガス・石油化学会社等と限定されており、源泉徴収制度はない。そして、同国は、国際的ビジネスセンターを拠点とする経済の発展を目論んでいることから、外国からの投資に対して一定期間の免税措置、関税の免税等の租税上の優遇措置等を講じている。また、UAEは多くの国と租税条約を締結している。その条約相手国のうち主要な国は、ベルギー、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、シンガポール、イス、タイ、ウクライナ、米国等である。

3 クウェートの税制

クウェートは2007年12月の税制改正により、2008年2月3日後に開始となる事業年度から法人税率が15%に引き下げられた。この改正前の法人税率は15%から55%までの累進税率であった。

法人税について、外国法人は、国内において事業を直接又は代理人を通じて行う場合、納稅義務者となる。また、外資による所有のない100%内国法人（クウェート法人）及び湾岸協力会議加盟国市民により100%所有されている法人は免税である。この湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council）とは、この地域の協力機構で、UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6か国が加盟している。

4 ブルネイの税制

UAE、クウェートと比較すると、ブルネイは英國の影響を受けた法人税制を制定しているといえる。

課税対象となる居住法人（管理支配地主義により判定する。）は、ブルネイ国内で生じたあるいは受領した所得に対して課税を受けることになる。非居住法人（外国法人の支店等）はブルネイ国内源泉所得が課税対象となる。居住法人及び非居住法人に課される法人税率は30%と同じである。なお、石油からの所得に対しては55%の税率が適用となる。

法人の課税所得の範囲として、ブルネイで受領されない国外源泉所得は課税とならない。また、財務会計上の減価償却費は損金不算入であるが、これに代わって税務上の減価償却費は損金算入できる。欠損金の繰越期限は6年であり、繰戻しはない。源泉徴収はブルネイで設立されず、国内に事業の場所を有しない者に対する利子所得を対象として、税率は20%である。

上記の税制は、特に他国と比較して租税負担が軽減されているものではない。ブルネイの税制は、海外からの投資に対して各種の優遇措置がある点に特徴があるといえる（注）。

産油国の多くは、個人所得税のない国が多い。ブルネイは個人所得税のほかに、消費税等もなく、個人企業への所得税の課税がない。投資優遇税制としては、シンガポール、マレーシアの税制と共通する部分であるが、ブルネイ経済等に寄与するであろう産業であれば、政府の認可を受けると一定期間の免税等の措置を受けることができる。結果として、ブルネイにおける税負担は軽減されることになる。

（注）ブルネイの優遇税制については、次の資料を参考とした（http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0130&f=column_0130_002.shtml）。

中央大学商学部教授
矢内一好